平成２２年（フ）第７６６号
札幌市白石区栄通10丁目５番６―206号
債務者　太田　雅子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７７号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番20―102号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９６号
札幌市西区八軒７条東４丁目３番11号　アートヒルズ401号
債務者　坂本　昭子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０６号
札幌市北区麻生町６丁目10番７―307号
債務者　中嶋　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２６号
札幌市北区新川２条２丁目８番28号　サンハイツ１号
債務者　志和　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６９号
札幌市中央区北２条東12丁目98番地20　リー苗穂駅前ビル601号
債務者　森本　路子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２号
北海道天塩郡遠別町字北浜166番地の５
債務者　有田　　正
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第９５号
埼玉県深谷市田中757番地１
債務者　田尻　孝信
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２３号
埼玉県熊谷市上之1869番地11　コーポ秋仙２号―202
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８３号
新潟市江南区砂岡２丁目９番40号
債務者　五百川紀子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８３号
静岡県裾野市茶畑230番地の１　ドゥメゾンマルショウ502、前住所静岡県沼津市岡一色270番地の１　グランドール沼津507
債務者　壹岐　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
静岡県駿東郡長泉町下長窪935番地の14
債務者　古行　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
静岡県駿東郡長泉町下長窪935番地の14
債務者　古行　隆史
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
静岡県御殿場市川島田477番地の１　永原ハイツＢ108、前住所静岡県御殿場市中畑498番地の38
債務者　東海　哲郎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
三重県松阪市大黒田町1854番地２、前住所三重県松阪市挽木町342番地　伊藤ビル３Ｆ23号
債務者　中川　真一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２４８２号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地74
債務者　大橋　弥生
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
京都市山科区東野門口町32番地
債務者　大塚　洋樹
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係